

議案第19号

令和2年度宝塚市一般会計補正予算（第13号）

資料 1 (55) 特別減収対策債

1. 制度概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地方団体の資金繰りについて万全を期す観点から、減収補填債の対象外となる税目や、使用料・手数料が令和元年度実績と比較して減収した分について、特別減収対策債の発行が可能。

減収補填債とは異なり元利償還金の交付税措置はなく、充当先については投資的経費のうち地方債を充当していない部分に限られる。

2. 対象税目等

①地方税（交付金を含む。）及び

地方譲与税（減収補填債の対象税目、法定外税及び超過課税は対象外）

※減免相当額に充当した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の額、幼児教育・保育の無償化及び高等教育の無償化に伴い、令和元年度の決算額と令和2年度の収入見込額とを比較して減収した額を除く。

②使用料及び手数料

※指定管理者の減収に対する損失補償のための委託料や指定管理料の増額分は対象外

3. 発行予定額

1 3 7, 7 0 0千円